

京情審答申第82号
平成24年11月13日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長山本克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年1月17日付け4青第15号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が行った非公開（不存在）とした判断のうち別紙4の番号8及び10の請求内容については、非公開（不存在）決定を取り消し、公開請求に係る公文書を再度特定の上、改めて決定すべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年9月12日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 平成23年9月26日、実施機関は、1の請求に対する公文書として別紙3のとおり公文書を特定し、公文書公開決定処分、公文書部分公開決定処分並びに別紙4のとおり公文書非公開（不存在）決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書公開決定通知、公文書部分公開決定及び公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成23年11月3日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成24年1月17日、実施機関は、情報公開条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、異議申立人に発出した公文書非公開決定通知書において、異議申立人が請求した文書等について、不存在を理由に非公開決定を行ったが、異議申立人が請求したこれらの文書等は、施策の内容と一般的

な行政実務を考えると、当然に作成されて然るべきものばかりであり、不存在であるという非公開理由は著しく不自然である。

特に、引継書、マニュアル及び解説書が存在しないという主張は、いやしくも実施機関の事務管理が杜撰であることの自白になることになり、殊更首を傾げざるを得ない。

1 別紙4の番号1の請求内容について

実施機関は、別紙4の番号1の請求内容について、不存在なので公開できない旨を主張するが、購入された図書類はいずれも京都府青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号。以下「青少年条例」という。）第13条の2第2項の定義に該当するいわゆる「包括指定」図書類であり、同条第1項に規定される指定の手続を行わずとも有害図書類であることが明らかである。

それにもかかわらず、有害図書類の指定のために購入及び指定の作業を行うことは、行政施策の慣例上及び社会通念上著しく不可解であり、特段の事情が存在することが疑われる。

2 別紙4の番号2から7までの請求内容について

実施機関は、別紙4の番号2から7までの請求内容について、不存在なので公開できない旨を主張するが、別紙4の番号1についての前述の主張のとおり、指定について著しく不可解であるので、俄に首を傾げざるをえない。

3 別紙4の番号8の請求内容について

実施機関は、別紙4の番号8の請求内容について、文書が存在しない理由として、「有害図書類の指定に関する業務引継については、青少年条例、青少年の健全な育成に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）、個別指定認定基準を利用しているため、これら以外の書面は存在しない。」と説明するが、異議申立人がインターネットにおいて検索したところ、「〇〇〇弁護士の見解」という名前のウェブサイト（ブログ）の「[青少年条例]青少年条例の「わいせつな行為」とは、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔しまたは困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行うわいせつ行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性的行為であって、性交・性交類似行為を除くと解すべきである。」という記事において、「京都府青少年健全育成条例の解説（平成18年5月）」（以下「解説」という。）という名前の文書が存在することを知った。

仮に、この文書が存在するのであれば、異議申立人の公開請求内容

のうち「4 貴庁において、現在前各項の事務を担当するものが、前任者より受けた引継書及びこれに類する全ての書面。」にまさに該当する文書であり、当然に公開文書に含まれるべき文書である。

よって、実施機関の理由説明書の記述は、実質的に虚偽であると言わざるを得ない。

また、仮にそうと解釈しきれるものでないとしても、情報公開条例第5条第2項の規定に従い、少なくとも公開請求者に請求の趣旨を問い合わせるなどして、公開請求者の意図を確認し、参考となる情報をしつつ、補正を求めるべきものである。

本件情報公開請求において、実施機関から異議申立人に対して、補正の要望等は一切なく、異議申立人は、この文書の存在については実施機関から何も知らされていない。

よって、この場合においては、実施機関のこの手続及び決定は、情報公開条例第5条第2項に定める参考情報の提供努力義務違反に当たると言わざるを得ない。

4 別紙4の番号9の請求内容について

実施機関は、別紙4の番号9の請求内容について、不存在なので公開できない旨を主張するが、青少年条例の運用に当たっては、憲法に定める表現の自由等に抵触する可能性のあるものであるので、青少年条例第8条において、「この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを濫用し、府民の自由と権利を不当に侵害するようなことがあつてはならない。」と敢えて定められるなど、その運用に当たっては特段の注意が求められている法令である。

また、府は平成19年6月7日の記者会見において、知事自らがこの有害指定について説明するなど、この有害図書類の指定は、慣例を踏まえると相当異例の対応である。

これらをあわせて考えると、実施機関の担当部局の判断のみで実施したとは著しく考えにくく、この有害図書類の指定の契機について、何らの文書も存在しないという主張は、俄に首を傾げざるを得ない。

さらに、異議申立人が調査したところ、「週刊文春」平成19年5月31日（第49巻第21号）に『きをつける！「少女コミック」物凄いSEX描写』という記事が掲載されていることや、平成19年3月29日に公益財団法人ユニセフ協会ECPAT／ストップ子供売春の会らが、創作表現を含めた青少年の性描写の禁止を求めるシンポジウムを開催していることにより、これらの記事やシンポジウムの結果をもとに、個人もしくは団体が実施機関に対して当該図書類の規制強化を求め、それに対応するために本件公開請求に係る施策を行った可能性は十分に考えられる。

このため、「記録は存在していない」旨の主張が正確であるかの検証は、慎重に行うべきであると思量する。

5 別紙4の番号10の請求内容について

実施機関は、別紙4の番号10の請求内容について、不存在なので公開できない旨を主張するが、全国総数2,741冊の中から特定の図書類を選定するのは膨大かつ煩雑な作業であり、また絵や漫画等による表現から、人物の年齢を特定又は推認し、また「性行為を強いられているか」や「肯定的に表現しているか」を判断することは、個人の主観や印象によって大きく左右されるものであるので、予め何らかの基準を定めた上で作業を行わないと、正確かつ統一した結果が得られないことは明らかである。

また、2,741冊という膨大な図書類から選定を行うには、チェックリスト等の何らかの書面に記入しながら行わなければ不可能であることも想像に難くない。

よって、実施機関の説明は著しく不可解であるので、俄にわかに首を傾げざるをえない。かし

6 別紙4の番号11及び12の請求内容について

実施機関は、別紙4の番号11及び12の請求内容について、特段の指導等は行っていないので不存在であり公開できない旨を主張するが、平成19年6月7日の記者会見において知事が、「正直言って本当にとんでもない内容でありますので、これからも有害図書指定というのは積極的にやっていきたいと思っております。」や、「こうしたものがこのまま、コンビニ等で全く区分されずに普通のコミックと一緒に売られているという現状を解消する」と発言しており、実施機関の説明はこれと矛盾するものである。

また、知事会見項目の資料においても、「このような犯罪行為を肯定するコミック等が社会に広まることは、青少年の健全育成上も憂慮すべき事態と考え」等と記載していることから、実施機関が「特段の指導等は行っていない」という説明は、著しく不可解である。

7 別紙4の番号13の請求内容について

実施機関は、別紙4の番号13の請求内容について、不存在なので公開できない旨を主張するが、前号に記載したとおり、知事が記者会見で「正直言って本当にとんでもない内容でありますので、これからも有害図書指定というのは積極的にやっていきたいと思っております。」と発言したこと、実施機関が「このような犯罪行為を肯定するコミック等が社会に広まることは、青少年の健全育成上も憂慮すべき事態と考え」との見解であることを踏まえると、引継書等の文書を作成せずにこの施策を引継ぐことは実務的に不可能であり、著しく不可解である。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 別紙4の番号1の請求内容について

当該図書類については、府職員が府内の店舗を巡回して青少年への影響が高いと思われるものを指定しており、苦情、陳情、申入れ等を端緒として把握したものではないため、それらの記録及び書面は存在しない。

2 別紙4の番号2の請求内容について

有害図書類の指定は、青少年への影響が高いと思われるものを個別に指定しているところであり、図書類の陳列状態及び包装状態を把握する必要がないことから、それらの記録は作成していない。

3 別紙4の番号3の請求内容について

有害図書類の指定に当たっては、青少年条例、施行規則、個別指定認定基準を基に決定しており、これら以外に有害図書類の指定に当たり参考とした文献、論文及び資料等は存在しない。

4 別紙4の番号4の請求内容について

審議会における各委員の意見は、事務局で会議録を作成し、全て記録しているため、審議会の席上では書面等及びこれに類するものの作成は行っていない。

なお、審議会の席上で各委員が記入した文書についてはその場限りのものであり、公文書としては保存していない。

5 別紙4の番号5の請求内容について

審議会は、会長名で事務局が作成した開催通知により招集し、事務局が作成した配付資料を基に、部会長の議事進行により議事が進められるため、出席者及び関係者によって作成し、又は記入された書面等及びこれに類するものは存在しない。

なお、審議会の席上で各委員が記入した文書についてはその場限りのものであり、公文書としては保存していない。

6 別紙4の番号6の請求内容について

請求のあった平成23年8月26日付け京都府告示第446号に係る審議会の決裁伺書及び決裁書は、公文書公開請求時点においては作成していなかった。

7 別紙4の番号7の請求内容について

府においては、「包括指定」の例示の通知は行っていないため、これらの書面等は存在しない。

8 別紙4の番号8の請求内容について

青少年条例、施行規則、個別指定認定基準を利用しているため、これら以外の書面は存在しない。

9 別紙4の番号9の請求内容について

「子どもを性行為の対象とするコミック」の現況について問題があることは、請願、陳情、申出、通報又は議会における質問等を契機として認識したものではないため、これらの記録は存在しない。

10 別紙4の番号10の請求内容について

子どもを性行為の対象とするコミックであるかどうかは、他府県において有害図書類指定されたコミックのうち、請求書に添付された別紙2に記載しているとおり、「主に13歳未満の女兒と受け取られるような子どもに対する性行為を描写しているもので、暴力的・屈辱的な性行為を強いられているもの、被害に遭っている子どもがこれらの行為を楽しんでいるかのように肯定的に描写」しているかどうかで判断及び選定をしており、これら以外の基準を示した記録は存在しない。

11 別紙4の番号11の請求内容について

子どもを性行為の対象とするコミックの有害指定に関連して、府のホームページでの啓発（請求書に添付された別紙2）及び有害図書類販売店舗へのお知らせ（有害図書類の指定通知及び区分陳列等のお願い）は行ったところであるが、業界団体、保護者（保護者団体を含む。）関係機関等に対して特段の指導又は依頼は行っていないため、これらの記録は存在しない。

12 別紙4の番号12の請求内容について

当該図書類の有害指定に当たっては、業界団体、保護者（保護者団体を含む。）、関係各機関又は識者等の方々に構成される審議会委員

の意見や助言を求めることとしており、審議会の議事録以外にそれらの記録は存在しない。

13 別紙4の番号13の請求内容について

「子どもを性行為の対象とするコミック」も含め、有害図書類の指定に関する業務引継については、青少年条例、施行規則、個別指定認定基準を利用しているため、これら以外の引継書、マニュアル、指示書、解説書及びこれに類する書面は存在しない。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての情報公開条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。当審査会は、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈し、以下に判断するものである。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

(1) 別紙4の番号1の請求内容について

異議申立人は、別紙4の番号1の請求内容について、購入された図書類はいずれも青少年条例第13条の2第2項の定義に該当するいわゆる「包括指定」図書類で、同条第1項に規定される指定の手続を行わずとも有害図書類であることが明らかであるにもかかわらず、有害図書類の指定のために購入及び指定の作業を行うことは、行政施策の慣例上及び社会通念上著しく不可解であり、特段の事情が存在することが疑われると主張する。

しかし、実施機関に確認したところ、販売されている図書の数は膨大で、書店が全ての図書の内容を確認し、同条第2項に定める「包括指定」図書類であるかを判断することは、書店に大きな負担となり、区分陳列の不徹底にもつながる。

そのため、書店が容易に有害図書を見分けられるよう、また、有害図書の例示として活用できるよう同条第1項第1号によるいわゆる「個別指定」を行っている。

指定を行うためには、青少年条例第24条の7第1項第2号にあるとおり、あらかじめ京都府青少年健全育成審議会へ諮問し意見を聴かなければならないことから、諮問するための準備作業として購入を行ったところである。

以上の実施機関の説明に不合理な点は認められず、また、これを覆し、異議申立人の主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの公文書については不存在であると考えることが相当である。

(2) 別紙4の番号2から7までの請求内容について

異議申立人は、別紙4の番号2から7までの請求内容について、別紙4の番号1についての主張のとおり、指定について著しく不可解であると主張する。

しかし、有害図書類の個別指定については、書店が有害図書類の例示として活用できるように行っているところであり、別紙4の番号2から7までの請求内容に該当する文書が不存在であるということについての実施機関の理由説明には不合理な点は認められず、また、これを覆し、異議申立人の主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの公文書については不存在であると考えることが相当である。

(3) 別紙4の番号8の請求内容について

異議申立人は、別紙4の番号8の請求内容について、解説という名前の文書が存在するのであれば、異議申立人の公開請求内容のうち「4 貴庁において、現在前各項の事務を担当するものが、前任者より受けた引継書及びこれに類する全ての書面」にまさに該当する文書であり、当然に公開文書に含まれるべき文書であると主張する。

実施機関に確認したところ、解説は、異議申立人からの意見のとおり、現に存在するが、あくまで条文の解釈について、関係機関への周知や府民等からの問い合わせに対応するために作成しているところであり、引き継ぎを目的として作成しているものではないとの説明であった。

しかし、解説は執務を行う上でも参考とすべき文書として作成されているものであるので、現に引き継ぎに使わなくても、引継書及びこれに類する全ての書面に該当するものと解され、公開請求の対象に含まれるものとして、非公開（不存在）決定処分を取り消し、また、解説以外にも引継書及びこれに類する書面が無いかを確認の上、改めて決定することが妥当である。

(4) 別紙 4 の番号 9 の請求内容について

異議申立人は、別紙 4 の番号 9 の請求内容について、青少年条例の運用に当たっては、憲法に定める表現の自由等に抵触する可能性のあるものであるので、青少年条例第 8 条において、「この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを濫用し、府民の自由と権利を不当に侵害するようなことがあつてはならない。」と敢えて定めるなど、その運用に当たっては特段の注意が求められている法令であること及び府は平成 19 年 6 月 7 日の記者会見において、知事自らがこの有害図書類の指定について説明するなど、この有害図書類の指定は、慣例を踏まえると相当異例の対応であることをあわせて考えると、実施機関の担当部局の判断のみで実施したとは著しく考えにくく、この有害図書類の指定の契機について、何らの文書も存在しないという主張は、俄に首を傾げざるをえず、さらに、「週刊文春」平成 19 年 5 月 31 日（第 49 巻第 21 号）に『きをつけろ！「少女コミック」物凄いSEX描写』という記事が掲載されていることや、平成 19 年 3 月 29 日に公益財団法人ユニセフ協会 ECPAT / ストップ子供売春の会らが、創作表現を含めた青少年の性描写の禁止を求めるシンポジウムを開催していることにより、これらの記事やシンポジウムの結果をもとに、個人又は団体が実施機関に対して当該図書類の規制強化を求め、それに対応するために本件公開請求に係る施策を行った可能性が十分に考えられ、「記録は存在していない」旨の主張が正確であるかの検証は、慎重に行うべきであると思量すると主張する。

しかし、実施機関に確認したところ、有害図書類の指定の契機については、「請願、陳情、申出、通報又は議会における質問等」を契機にしたものではなく、実施機関が有害図書類の指定を行う中で「子どもを性行為の対象とするコミック」の現状に問題があると認識したことによるものであるとの説明があった。

以上の実施機関の説明に不合理な点は認められず、また、これを覆し、異議申立人の主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの公文書については不存在であると考えることが相当である。

(5) 別紙 4 の番号 10 の請求内容について

異議申立人は、別紙 4 の番号 10 の請求内容について、全国総数 2,741 冊の中から特定の図書類を選定するのは膨大かつ煩雑な作業であり、また絵や漫画等による表現から、人物の年齢を特定し又は推認し、また「性行為を強いられているか」や「肯定的に表現している

か」を判断することは、個人の主観や印象によって大きく左右されるものであるので、予め何らかの基準を定めた上で作業を行わないと、正確かつ統一した結果が得られないことは明らかである。

また、2,741冊という膨大な図書類から選定を行うには、チェックリスト等の何らかの書面に記入をしながら行わなければ不可能であることも想像に難くないと主張する。

実施機関に確認したところ、「全国総数2,741冊」については、社団法人青少年育成国民会議がとりまとめた「都道府県条例による有害指定一覧表」（以下「指定一覧」という。）から引用したことが推察されるが、「(うち、子どもを性行為の対象とするコミックは4冊)」については、資料が存在しないため、何から引用されたものであるかは不明であるとの説明があった。

しかし、指定一覧に依拠した可能性があるのであれば、指定一覧は公開請求の対象に含まれるものとして、非公開（不存）決定処分を取り消し、さらに公開対象となる公文書が無いかを確認した上で、改めて決定することが妥当である。

(6) 別紙4の番号11及び12の請求内容について

異議申立人は、別紙4の番号11及び12の請求内容について、平成19年6月7日の記者会見において知事が、「正直言って本当にとんでもない内容でありますので、これからも有害図書指定というのは積極的にやっていきたいと思っております。」や、「こうしたものがこのまま、コンビニ等で全く区分されずに普通のコミックと一緒に売られているという現状を解消する」と発言しており、特段の指導等は行っていないので不存であるという実施機関の説明とは矛盾するものであり、知事会見項目の資料においても、「このような犯罪行為を肯定するコミック等が社会に広まることは、青少年の健全育成上も憂慮すべき事態と考え」等と記載していることから、実施機関が「特段の指導等は行っていない」という説明は、著しく不可解であると主張する。

しかし、実施機関に確認したところ、知事が行う記者会見については、府の施策や取組を府民等に広く周知を図ることを目的に行うものである。

平成19年6月7日の知事記者会見についても、有害図書類の指定について特段の指導を行うことを目的に行ったものではなく、そうした有害図書類を順次指定していくことにより、青少年の健全な育成を図ることを目的としているものであるとの説明があった。

以上の実施機関の説明に不合理な点は認められず、また、これを覆し、異議申立人の主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの公文書については不存であると考えることが相当である。

(7) 別紙4の番号13の請求内容について

異議申立人は、別紙4の番号13の請求内容について、知事が記者会見で「正直言って本当にとんでもない内容でありますので、これからも有害図書指定というのは積極的にやっていきたいと思っております。」と発言したこと及び実施機関が「このような犯罪行為を肯定するコミック等が社会に広まることは、青少年の健全育成上も憂慮すべき事態と考え」との見解であることを踏まえると、引継書等の文書を作成せずにこの施策を引き継ぎぐことは実務的に不可能であると主張する。

実施機関に確認したところ、平成19年6月7日の知事記者会見における知事の発言内容や、実施機関が作成した資料である「子どもを性行為の対象とするコミックの有害指定等について」に基づき、有害図書指定について、平成19年6月15日実施の京都府青少年健全育成審議会に諮問し、承認を得たことは事実であるが、それらを府の施策として引継書等の文書により引き継いだ事実はなく、担当者が有害図書審査事務に当たり、過去の審査状況等を確認するために保存されている公文書の内容を確認する中で、子どもへの性犯罪行為等を描写したコミックについても有害図書類として指定されていることを認識しているものであると説明があった。

しかし、執務を行う上でも参考とすべき文書として作成されているものは、現に引き継ぎに使わなくても、引継書及びこれに類する全ての書面に該当するものと解され、公開請求の対象に含まれるものの範囲を広く解釈し、引継書及びこれに類する書面が無いかを確認することが相当である。

4 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別紙1 請求する公文書の件名又は内容

- 1 平成23年8月26日付の告示第446号において指定された有害図書類において、貴庁がそれらの図書類の存在を把握してから指定を決定するに至るまでの、指定理由及び判断過程が確認できる全ての記録（当該図書類の把握の方法が、苦情、陳情、申し入れ等による場合は、その一切の記録及び書面を含む。当該図書類の購入について、購入場所、購入日時、陳列状態及び包装状態の記録を含む。購入するも有害図書の指定に至らなかった図書類がある場合は、その図書類名、指定しなかった理由及び判断過程が確認できる記録及び書面を含む。図書類の購入に当たって発行された領収書等及び支出した経費の処理に関する記録及び書面を含む。指定することを決定するにあたり参考とした文献、論文及び資料等がある場合は、それらが特定できる情報を含む。）、議事録及び一連の書面等（決済伺書、決裁書等を含む）。
- 2 1の有害図書類の指定を決定するにあたって、貴庁が審議会等に諮問を行った場合は、その開催の必要を認めてから開催を決定するまでに至るまでの全ての記録及び書面（決済伺書及び決裁書等を含む）、その審議会等の議事録（議事の録音又は録画が存在する場合には、その電磁的記録を含む）、その審議会等の席上において配布された書面等及び資料等、その審議会等の席上で作成もしくは記入された書面等及びこれに類するもの、その審議会等の開催及び議事進行にあたって出席者及び関係者によって作成もしくは記入された書面及びこれに類するもの及び審議会等の終了後に作成された報告書等の記録及び書面（決済伺書及び決裁書等を含む）。ただし、有害図書類の指定にあたって、緊急指定等により事後に審議会等に指定したことを報告又は諮問した場合は、その審議会等における同様のもの。
- 3 貴庁が、1の告示を関係者及び関係事業者に対して通知するに当たり、同時にいわゆる「包括指定」に該当する図書類名の例示の通知を行っている場合は、例示にあたり、それら図書類の存在を把握してから例示を決定するに至るまでの、計量及び判断過程が確認できる全ての記録（当該図書類の把握の方法が、苦情、陳情、申し入れ等による場合は、その一切の記録及び書面を含む。当該図書類の購入について、購入場所、購入日時、陳列状態及び包装状態の記録を含む。購入するも例示に至らなかった図書類がある場合は、その図書類名、例示しなかった理由及び判断過程が確認できる記録及び書面を含む。図書類の購入に当たって発行された領収書等及び支出した経費の処

理に関する記録及び書面を含む。指定することを決定するにあたり参考とした文献、論文及び資料等がある場合は、それらが特定できる情報を含む。)、議事録及び一連の書面等（決済伺書、決裁書等を含む）。ただし、他の項目において請求した書面と重複する場合は、これを除く。

4 貴庁において、現在前各項の事務を担当するものが、前任者より受けた引継書及びこれに類する全ての書面。

5 別紙2において添付した、平成19年6月7日知事会見項目「子供を性行為の対象とするコミックの有害指定等について」について、次の各号に関連する事項を含む、全ての書面。

(1) 貴庁が、「子供を性行為の対象とするコミック」の現況について、問題があることを認識するまでに至るまでの全ての記録。

(2) 前号における認識の契機が、請願、陳情、申出、通報又は議会における質問等の場合は、それに関する全ての記録。

(3) 別紙2中の、「府内の一般書店においても多く販売されている状況があります」について、この状況を確認したことがわかる記録（当該図書類の区分陳列及び包装等の状態がわかる記録を含む。）。

(4) 別紙2中の、2に記載される諮問する図書名がわかる記録。また、貴庁がこの時に、購入等により図書の内容を確認するも、諮問するに至らないと判断して除外した図書があった場合には、その図書名がわかる記録。

(5) 別紙2中の、2の諮問する図書類を選定するにあたり、判断する基準がわかる記録。また、特に描写された人物が13歳未満であることをどのように判断したのかの基準がわかる記録。

(6) 別紙2中の「参考」の、「なお、19年1月から現在までの間、「子どもを性行為の対象とするコミック」を指定した都県は4都県4冊。」について、この4の都県と4の図書名がわかる記録。

(7) 別紙2中の「参考」の、「全国総数2,741冊（うち、子どもを性行為の対象とするコミックは4冊）」について、総数の中から「子どもを性行為の対象とするコミック」であることを判断及び選定した基準がわかる記録。

(8) 子供を性行為の対象とするコミックの有害指定に関連して、業界団体、保護者（保護者団体を含む。）もしくは関係各機関等に何らかの指導もしくは依頼（口頭によるものを含む。）を行った場合には、その内容が

わかる記録。

- (9) 本件の有害指定にあたり、業界団体、保護者（保護者団体を含む。）、関係各機関もしくは識者等に意見や助言を求めた場合には、その内容がわかる記録。
- (10) 本件の有害指定にあたり、指定の可否を審議した審議会の議事録及びその席上で配布された資料。
- (11) 貴庁において、「子供を性行為の対象とするコミック」の有害指定について、現在どのような基準及び方針で施策を行っているのかがわかる全ての記録（前任者より受けた引継書、マニュアル、指示書、解説書及びこれに類する書面を含む。）。

※下線部分は、公文書非公開（不存在）決定処分を行い異議申立対象となった部分

別紙2

平成19年6月7日知事会見項目

子どもを性行為の対象とするコミックの有害指定等について

平成19年6月7日
京都府府民労働部
青少年課
075-414-4300

近年、子どもを性行為等の対象とする内容を含むコミックが相当数制作されており、府内の一般書店においても多く販売されている状況があります。このような犯罪行為を肯定するコミック等が社会に広まることは、青少年の健全育成上も憂慮すべき事態と考え、テーマを絞って有害指定を行う方向で、青少年健全育成審議会の意見を聞くこととしましたので、お知らせします。

なお、1回の有害指定でこのように大量に、子どもが性行為の対象となっているコミックに限定して有害指定を行おうとするのは全国で初めてとなります。

記

1 有害指定の対象

子どもを性行為の対象とするコミック

主に13歳未満の女兒と受け取られるような子どもに対する性行為を描写しているもので、暴力的・屈辱的な性行為を強いられているもの、被害に遭っている子どもがこれらの行為を楽しんでいるかのように肯定的に描写したコミックなど

2 諮問する有害図書数

13冊

3 有害指定の時期

審議会の答申を得て、6月中に有害指定予定

<京都府青少年健全育成審議会の開催予定>

日時 6月15日(金曜日) 午後3時～午後5時

場所 京都ガーデンパレス「祇園」

<参考> 全国の有害図書指定の状況(平成18年)

全国総数 2,741冊(うち、子どもを性行為の対象とするコミックは4冊)

京都府 241冊(佐賀県の313冊に次ぎ2位)

なお、19年1月から現在までの間、「子どもを性行為の対象とするコミック」を指定した都県は4都県4冊。

別紙 3

特定した公文書	決定内容	非公開部分の概要
青少年に有害な図書類の指定について (8月告示分)	公開	
京都府青少年健全育成審議会営業対策 部会における会議メモ及び配布資料	公開	
青少年健全育成審議会の開催について	公開	
青少年に有害な図書類の指定について (6月告示分)	公開	
青少年健全育成審議会の開催結果(報 告)及び議事要旨の公開について	公開	
青少年の健全な育成に関する条例に基 づく一斉立入調査結果について(平成 18年9月22日付け記者発表資料)	公開	
資金前渡受払表及び領収書(平成23 年8月26日指定分)	部分公開	領収書の個人印の印影 【条例第6条第6号該当】
資金前渡受払表及び領収書(平成19 年6月26日指定分)	部分公開	領収書の個人印の印影 【条例第6条第6号該当】

別紙4

番号	請求内容	決定内容
1	平成23年京都府告示第446号で指定した有害図書類（以下「当該図書類」という。）の把握の方法が、苦情、陳情、申入れ等による場合は、その一切の記録及び書面	非公開 (不存在)
2	当該図書類の陳列状態及び包装状態の記録	非公開 (不存在)
3	当該図書類を指定することを決定するに当たり参考とした文献、論文及び資料等がある場合は、それらが特定できる情報	非公開 (不存在)
4	当該図書類に係る審議会等の席上で作成又は記入された書面等及びこれに類するもの	非公開 (不存在)
5	当該図書類に係る審議会等の開催及び議事進行に当たって出席者及び関係者によって作成又は記入された書面等及びこれに類するもの	非公開 (不存在)
6	当該図書類に係る審議会等の終了後に作成された報告書等の記録及び書面に係る決裁伺書及び決裁書等	非公開 (不存在)
7	「包括指定」に係る例示の通知に当たり、それら図書類の存在を把握してから例示を決定するに至るまでの、計量及び判断過程が確認できる全ての記録、議事録及び一連の書面等	非公開 (不存在)
8	引継書及びこれに類する全ての書面	非公開 (不存在)
9	「子供を性行為の対象とするコミック」の現況について問題があることの認識の契機が、請願、陳情、申出、通報又は議会における質問等の場合は、それに関する全ての記録	非公開 (不存在)
10	請求書に添付された別紙2中の「参考」の、「全国総数2,741冊（うち、子どもを性行為の対象とするコミックは4冊）」について、総数の中から「子どもを性行為の対象とするコミック」であることを判断及び選定した基準がわかる記録	非公開 (不存在)
11	子供を性行為の対象とするコミックの有害指定に関連して、業界団体、保護者（保護者団体を含む。）関係機関等に何らかの指導又は依頼（口頭によるものを含む。）を行った場合には、その内容がわかる記録	非公開 (不存在)
12	当該図書類の有害指定に当たり、業界団体、保護者（保護者団体を含む。）、関係各機関又は識者等に意見や助言を求めた場合には、その内容がわかる記録	非公開 (不存在)
13	「子供を性行為の対象とするコミック」の有害指定について、前任者より受けた引継書、マニュアル、指示書、解説書及びこれに類する書面	非公開 (不存在)

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 1月17日	諮問書の受理
平成24年 2月10日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年 3月23日	異議申立人の意見書の受理
平成24年 8月 3日	第1回審査会
平成24年 8月27日	第2回審査会
平成24年 8月27日	異議申立人の意見書受理
平成24年 9月10日	第3回審査会
平成24年11月13日	答 申